

平成25年度 第4回市川市自立支援協議会 会議録（概要）

- 1 開催日時：平成26年3月5日（水）10時～12時
- 2 場 所：大洲防災公園管理事務所2階 会議室
- 3 出席者：朝比奈委員、磯部委員、植野委員、内野委員、大井委員、檀淵委員、木下委員、金委員、木本委員、小井土委員、酒井委員、佐々木委員、田上委員、永井委員、長坂委員、深澤委員、保戸塚委員、松尾委員、三田委員、三浦委員、宮本委員、山崎委員
伊達氏（社会福祉協議会）

事務局：市川市 障害者支援課（高橋主幹、新正主幹、渡辺主幹、池澤副主幹）

発達支援課（岡崎主幹、斉藤副主幹）

傍聴：1名

- 4 議 事：
 - (1) 開会
 - (2) 計画相談支援の進め方について
 - (3) 各専門部会および障害者団体連絡会からの報告
 - (4) その他
 - ・後見相談担当室について
 - ・新庁舎建設市民ワークショップへの推薦について
 - ・生活困窮者自立支援法について
 - ・障害者権利条約の批准について
 - ・司法シンポジウムについて
 - (5) 閉会
- 5 提出資料：
 - (1) 市川市における計画相談支援の進め方について（案）
 - (2) 相談支援部会資料
 - (3) 就労支援部会資料
 - (4) 生活支援部会資料
 - (5) 障害者団体連絡会資料
 - (6) 後見相談担当室資料
 - (7) その他の資料

【開会 10時】

【議事（1）開会】

山崎会長：皆さんおはようございます。ただいまより、平成25年度第4回自立支援協議会を開催いたします。今の皆さんの関心事は、平成27年度から始まる全員ケアマネまたは自分で計画をつくってサービス提供を受けるという仕組みで、今日はそれに向かっただ道筋や、袖ヶ浦の事件についてどのようにしていったらよいかということも念頭に置きながら議論していただければと思います。また会議次第にありますように、検討事項が多いので、慌しいかもしれませんがよろしくお願ひします。それでは、目下の課題となっている、サービス等利用計画の作成について事務局からの説明をお願いします。

【議事（2）計画相談支援の進め方について】

事務局：（障害者支援課・発達支援課より、資料に基づき説明）

山崎会長：ありがとうございました。ただいまのご説明についてご意見ご質問ありましたらお願いします。

朝比奈委員：いただいた資料の2ページの真ん中から下に「ただし」という段落がありますが、「通所事業所利用者や居宅介護利用者がセルフプランでの申請になる可能性が高い」というところの説明をもう少し詳しくして欲しいのと、計画が必要な人数の表の中で「通知を発送する」という表現が出てくるんですが、どのような中身で誰に対する通知なのかを教えてください。

渡辺主幹：最初のご質問ですが、利用者との相談の中で最終的には決めていくので想定は難しいのですが、例えば訓練等給付を単独で利用している人などはセルフプランでの作成となる可能性が高いのではないかという、あくまで想定です。そうすると、計画相談で事業所にお願ひしなければならない数が減ってくるということで、一番少なくてもこのぐらいの人数という幅を考えるために出してみた数字です。ただ実際には、皆さんからご指摘されているように、居宅介護利用の方にはケアマネが必要な方が多数含まれていますので、その方たちを今後どのように計画相談につなげるかというのは大きな課題とっておりますので、「一番少なく見積もってこの数字」という理解をしていただければと思います。それから、通知については、利用者ご本人に対して送る想定です。中身については、何らかの形でサービス等利用計画を作成していただく必要があることを説明して、申請をお願いする内容で考えております。その通知を、様々なサービスを利用している方にいちどきに出すと、ご本人や受け付ける側も混乱が予想されるので、通知が行く利用者が利用されている事業所にも説明をしたうえでサービスごとに時期をずらして送る形が良いと

考えております。

朝比奈委員：ありがとうございます。一つ目ですが、通所や居宅の単一サービスを利用している人ということですか？

渡辺主幹：現時点ではそこまで細かく見ていません。「計画が必要な人数の表」の下の段に、サービス種別ごとの利用者数が書いてありますが、この一番上の「共同生活介護・共同生活援助」には、グループホーム・ケアホームを使っている、なおかつ他のサービスを使っている人も含まれています。そうやって優先順位をつけて、その下の「通所」は、通所とその下に書いてあるサービスを併給している人も含まれているという見方をしていただければと思います。

朝比奈委員：要望として聞いていただければと思いますが、市川市としてどんな人が計画相談の給付を受ける対象となるか、基準をある程度明確にしたほうが良いかと思うので、支給決定の根拠を整理されたほうが良いと思います。ご本人がこの通知を受け取る前に、どんどん動き出す状況もあろうかと思うので、そうしたときに、事業所が片っ端から受けるのが適切なのか、それとも市が一定の基準を示して進めていくのが妥当なのか、そこも含めての方向性かと思っています。

渡辺主幹：ありがとうございます。ご指摘を踏まえて、検討していきたいと思います。

山崎会長：ありがとうございます。他にご意見ご質問ございませんか。なければ、次の議題に進みたいと思います。各専門分科会と障害者団体連絡会からの報告ということで、まずは相談支援部会からお願いします。

【議事（3）各専門部会および障害者団体連絡会からの報告】

朝比奈委員：（相談支援部会資料に基づき報告）障害児者相談支援事業所連絡協議会の設立については、相談支援部会としては側面的なサポートをしています。ご説明は三浦さんからお願いします。

三浦委員：（仮称）市川障害児者相談支援事業所連絡協議会設立の世話人をさせていただいています。今回資料がないので口頭でご説明します。市内の障害児者の相談支援事業者が少しずつ増えている中で、その質の確保や情報共有が課題になっています。そこで、協議会の立ち上げに向けて準備を進めてきました。市川障害児者相談支援事業所連絡協議会という名前は長いので、市川のI、相談のSをとって、IS（アイエス）ネットと覚えていただければと思います。構成メンバーは正会員と特別会員として、正会員は市川市全域を事業の実施地域とする指定特定相談支援事業所、特別会員はその他の相談支援に従事する事業所又は個人となっています。活動は、会員から会費を集めて、研修会や相談支援事業にかかわるホームページの運営、会員専用のログインIDを設けて各種書類のダウンロードができるようにしたいと思っています。

また、この協議会の発会式を行いますので、ご案内します。3月18日火曜日の15時から17時まで、勤労福祉センター本館の3階で発会式を執り行います。当日は記念講演として、厚生労働省障害福祉課地域生活支援推進室から石川さんをお招きしてご講演いただきます。チラシができましたら、事業所等にご案内しますのでよろしくお願いいたします。

朝比奈委員：個人と事業所の枠組みを用意して、幅広く参加してもらおうとするものです。相談支援部会としても大変期待をもちています。次に、来年度の活動について報告します。(資料に基づき報告) 障害児支援連絡会のシンポジウムについては、保戸塚さんのほうからアナウンスをお願いします。

保戸塚委員：3月16日にシンポジウムを行うことになりました。学齢期のお子さんの課題について、保護者・現場の支援者が一同に会して意見交換ができればと思います。よろしくお願いいたします。

山崎会長：ありがとうございました。次に就労支援部会からの報告をお願いします。

小井土委員：(資料に基づき、就労支援担当者会議の活動報告)

酒井委員：(資料に基づき、福祉的就労担当者会議の活動報告)

小井土委員：(資料に基づき、就労継続支援B型利用希望者へのアセスメントについて説明)

山崎会長：ありがとうございました。次に生活支援部会からの報告をお願いします。

松尾委員：(生活支援部会資料に基づき報告)

山崎会長：ありがとうございました。次に障害者団体連絡会からの報告をお願いします。

大井委員：(障害者団体連絡会資料に基づき報告) 来年度は、5月・8月・11月・2月に会議を行う予定です。

山崎会長：ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただいた件についてご質問ご意見などありましたらお願いします。

植野委員：B型事業利用について、厚生労働省からの通達で特別支援学校から利用希望の場合に基づく手続きの補足説明をお願いします。

池澤副主幹：直接B型利用を希望される方については、いったん就労移行支援事業でアセスメントを受けていただくこととなります。当初は学校の実習カリキュラムに組み込むことを想定していたんですが、学校との協議の結果、実習とは切り離して、ご本人が暫定支給決定をもらって移行事業所と契約する形でアセスメントを受けて、その結果を受けて市が支給決定を行うという流れになっております。

植野委員：ろう学校で、聴覚障害児にとって、よく知っている事業所はほとんどないんですね。移行と別に、例えば指定特定相談支援事業所がかかわることはあるのでしょうか。

池澤副主幹：この流れに指定特定相談支援事業所を入れることは考えていません。障害者支援課の職員が、ご本人やご家族の相談を受けて、就労移行事業所を探す流

れを想定しています。その際、市内だけでなく近隣の事業所にも、さまざまな障害に対して柔軟に対応してもらえよう、協力をお願いしています。

植野委員：分かりました。ろう者の場合はろう重複障害という独特な課題がありまして、今後検討が必要かもしれません。

朝比奈委員：学校の実習と別に設定をすることですが、学校の位置づけはどのようなのでしょうか。進路指導の先生がやるのか、学校の実習はこれを見据えてどのようなのか。学校の先生に伺いたいんですが。

佐々木委員：進路担当の先生もそれを悩んでいて、学校で枠組みとか誰がやるのか決まっていなくて、行政と学校との間で枠組みを決めておいたほうが良いと思います。

山崎会長：他にございますか。

植野委員：先ほどの大井さんの報告にもありましたが、さまざまなPRをしていかないといけないと思います。障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例にも調整委員会がある一方で推進会議という、いろいろな関係者が集まる場があります。こういう場を市川でもつくったらどうかと思います。ここには民生委員や自治会の役員は入っていませんし、公共交通機関、防災、医療関係など、地域の関係者を一同に会して議論の場をつくってはどうかと提案します。

山崎会長：ありがとうございます。PRと協議の場についてのご提案でした。他にございますか。なければ、その他ということで、アナウンスを含めて順に扱ってまいりたいと思います。

【議事（4）その他】

山崎会長：はじめに、後見相談担当室の現状について、伊達室長からの報告をお願いします。

伊達室長：（資料に基づき報告）

山崎会長：ありがとうございます。一点だけ、市川障害者権利擁護連絡会のメンバーに基幹型支援センターえくるも入っていますので追加をお願いします。この報告について何かご質問等ございますか。なければ、次に「新庁舎建設市民ワークショップ」についての話になります。市役所の新庁舎の建設にあたって、市民が直接利用するスペースについて、市民の意見を設計に反映させるため、市民ワークショップというものを今年22日の土曜日を皮切りに4回開催するそうで、庁舎整備推進担当室から自立支援協議会宛に4名の推薦依頼がございました。先日、担当者が私のところにご説明に来られましたが、今回のワークショップにあたっては、障害者の支援に携わっている方のご意見を伺いたいとのことでしたが、当事者に対しては、設計がもう少し具体的に

なってから模型や現場でのヒアリングを行う予定とのことでした。

このことについては、事前に幹事会でも話し合いましたが、やはり市民ワークショップであることから市川市民であること、また障害者のニーズが集約される相談支援に携わっている方であることを踏まえた上で、身体・知的・精神の障害について専門的な知見をもつ方々をバランスよく選出したいと考えまして、内野委員・金委員・長坂委員、そして僭越ながら私山崎の4名とさせていただくのはいかがでしょうか。皆様がよろしければ、この4名を推薦させていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。(異議なし)ありがとうございます。また折々、ご報告させていただきますので、その際にはご意見等願います。

では次に、「生活困窮者自立支援法」と「障害者権利条約の批准」について、事務局から願います。

池澤副主幹：(資料に基づき報告)

山崎会長：ありがとうございました。生活困窮者自立支援法については、「中間就労」に社会福祉法人が期待されていることと、生活保護に至る前の人たちが障害とどうかかわるか、特に手帳や支給区分のない人たちが関係してくると思うんですが、そのへん朝比奈さんから補足をお願いできますか。

朝比奈委員：がじゅまるというのは千葉県の「中核地域生活支援センター」として、対象を限定しない相談事業ということで平成16年から活動していますが、この生活困窮者自立支援法に定められる自治体の必須事業としての「自立相談支援事業」の一つのモデルとして中核がとりあげられています。ということは、中核で対象としていた人たちが入ってくる。できるだけ早期に対応するとされていますが、生きていくお金が千円しかないという状態では早期対応にならない。経済的問題だけに着目すればいいのかということが大きなテーマになっています。今、がじゅまるには手帳をもたない、サービスのすき間に落ちてしまった、軽度障害や病気が疑われる方がたくさん相談に来ています。例えば知的障害は人口の2.5%に存在するといわれていますが、市川市の人口に置きなおすと13,800人になるんですね。でも実際に療育手帳を持っている方はこの何分の一か。また文科省の調査では通常の学級に在籍して特別な配慮を必要とするお子さんは5~6%存在するといわれています。そういう状況の中で、特別支援学校のコーディネーターの先生の地域支援が右肩上がりに増えていることもあり、学校でこれぐらいの数字なので、社会に出たときの人間関係やコミュニケーション、感覚の独特さなどで転職を繰り返したり引きこもりになる方もたいへん多い。それから精神科や心療内科に通院していて、診断はついていても自立支援医療まではいかない、そういう方もかなりの数に上っていて、そういう方への日常生活の支援をどうするかというのも

大きな課題となっています。自立支援協議会では、えくるを利用する人でサービスにつながらず継続支援になっている方が課題になっていますが、今回の生活困窮者自立支援法では相談だけではなく、就労や家計相談と言う形で、生活に関わる具体的なメニューも提示されていますので、市川でも障害福祉との連携が構築されることがきわめて重要だろうと思っています。今後も情報共有した上で提案、意見を出していくことが必要と思われるので、皆さんも各現場においてそのような認識をもっていただければと思います。

山崎会長 : ありがとうございます。あと社会福祉法人やNPO法人など、ここで言われている「中間就労」に大きな期待がかかっている。ただ中身ははっきりしていないので、皆さんも関心をもっていただきたいと思います。他に何かございますか。特になければ、次に「地域司法シンポジウム」について、私からご紹介させていただきます。(資料に基づき説明)

以上で、本日予定されていた議題は全て終了しました。全体を通じて何かございますか。

植野委員 : 「その他」の2つ目、ワークショップに関して、やはり当事者の意見の場をワークショップに設けて欲しいと思います。その理由はいくつかありますが、以前ある行政で働いていて、バリアフリーをある程度進めたところで障害のある職員を集めて意見を聞いたところ、「変えなければならぬ部分」は「今更できない」という話が起きてしまったんですね。どのタイミング・段階で加わるかが非常にまずかった例です。もう一つは、いまバリアフリー新法があって、それと千葉県に、バリアフリーのガイドラインみたいなものがある基準があります。ですから、そのバリアフリー新法と県のガイドラインについてきちんと知識を持った人がいるのかというのも心配しています。さらにバリアフリー新法についても、聴覚障害者については全く入っておらず、身体障害者の一部、視覚障害者中心につくられているので、その他の障害者に対する配慮、特に動線についてあるのかどうか、本人しかわからないこともあるわけですから、そういうことも踏まえて改めて意見を言う場を設けて欲しいという意見です。

山崎会長 : ありがとうございます。3点あったと思います。

植野委員 : アンケートだけで終わらせるのはやめて欲しいです。当事者の声を聞けるようなヒアリングですが、アリバイ作りにならないようにお願いします。

山崎会長 : わかりました。あと一般公募の枠もあるようなので、手を挙げて申し込んでいただくというのも手かだと思います。

では他になければ、事務局から連絡事項をお願いします。

新正主幹 : 長時間にわたりありがとうございます。平成25年度の本会議は今回が最終回となります。皆様方をお願いしておりました自立支援協議会委員の任期

も、今年度末をもって満了となります。山崎会長はじめ委員の皆様方には、ご多忙のなか本会議だけでなく専門部会や関係会議などへのご出席や、多大なご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。今後とも、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。事務局からは以上です。

三田委員 : 皆さん長い間勉強させていただきましてありがとうございました。こういうことも私の知っている限り、視覚障害者福祉会の皆さんにもお伝えしたいと思います。障害者全体のことをみんなで考えることをやってきて、少しはお役に立てたかと思います。本当にありがとうございました。

山崎会長 : ありがとうございました。それではこれで、平成25年度第4回自立支援協議会を終了いたします。

【閉会 12時00分】